

地獄峠河川
位而本村へ歸天は...
下成し土面...
送金...
今期...
支...
支...
支...

大藏省 外資局長

昭和十九年五月二十七日

大藏省 外資局長

日本銀行外事局長宛

南方占領地域ヨリノ送金ニ對シ
浮動資金化防止措置ヲ講ズル件

南方占領地域ヨリノ送金ノ支拂ニ關スル許可申請書ノ處理ニ際シ差當リ
リ引揚金及南方占領地域ニ於ケル事業營業ノ解散ニ伴フ資本回收金等
ニシテ三萬圓ヲ超ユルモノニ付テハ本年三月四日附藏外爲第四三四四
號支那ヨリノ送金ニ對シ浮動資金化防止ノ措置ヲ講ズル件ニ準ジ特別
措置ヲ講ズルコトトシ別紙寫ノ通爲替銀行ニ通牒致候ニ付御了知ノ上
右藏外爲第四三四四號通牒ニ定ムルトコロニ準據シ本件御處理相成度
追而前記藏外爲第四三四四號通牒別紙預金拂戻等承認申請處理要綱

中左記ノ通改正致候ニ付右ニ依リ御處理相成度
右及通牒候也

一長田前小一

記

(7) 次ニ左ヲ加フ

(8) 名義書換ヲ爲ス場合

引揚人ガ現地出發前ニ緣故者其ノ他ノ者ヲ爲替受取人トシ本人内地到着後該受取人ヨリ受領スル目的ヲ以テ自己名義ニ變更セントスル場合ニ限り承認スルコト

(9) 土地、建物ノ買收代金ニ充當スル場合

自用ニ供スル目的ヲ以テ宅地、住宅ヲ買入ルル爲又ハ自作農地ヲ買入ルル爲必要ナル場合ニ限り當該契約ノ存在ヲ確認スル書類ヲ審査シ已ムヲ得ザル額ニ限り承認スルコト（該土地建物上ノ權利取得ノ爲必要ナル場合ヲ含ム）